

令和2年4月（第6回）光市教育委員会会議の要旨

1 開催日時

令和2年4月23日（木） 午後2時～午後2時44分

2 場 所

教育委員会事務局 2階会議室

3 出席者

能美教育長、寺崎委員、中西委員、平岡委員

4 事務局

中村教育部長、河本学校教育課長、塩田学校教育課主幹、国広文化・社会教育課長兼人権教育課長、村崎体育課長、前田図書館長、清水学校給食センター所長、升教育総務課長、久岡教育総務課経理係長、西村子ども家庭課長、佐伯子ども家庭課子育て支援係長

5 教育長報告

- (1) 学校の臨時休校に伴う対応について
- (2) 教員の着任式について

6 議 事

(1) 報告

ア 報告第24号 第2期光市子ども・子育て支援事業計画の策定について

(ア) 概 要

第2期子ども子育て支援事業計画を策定したことについて、子ども家庭課より説明。

(イ) 内 容

平成27年に策定した第1期計画である光市子ども・子育て支援事業計画の施策を引き継ぎ、さらに推進・発展させるため、第2期の計画を策定し、その内容を報告するもの。

(ウ) 主な意見や質疑

① 意 見

こうした子育ての取り組みを地域の事業者にも知っていただき、働くお母さんの支援につなげることができるとよいと思う。

イ 報告第11号 光っ子教育サポート事業実施要綱の一部改正について

(ア) 概 要

光っ子教育サポート事業実施要綱の一部改正について、事務局より説明。

(イ) 内 容

地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、令和2年4月1日から会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、光っ子サポーターが会計年度任用職員になることから、所要の改正を行ったことを報告するもの。

(ウ) 議 決

全員一致で承認される。

ウ 報告第12号 光市スクールライフ支援事業実施要綱の一部改正について

(ア) 概 要

光市スクールライフ支援事業実施要綱の一部改正について、事務局より説明。

(イ) 内 容

地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、令和2年4月1日から会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、光市スクールライフ支援員が会計年度任用職員になることから、所要の改正を行ったことを報告するもの。

(ウ) 議 決

全員一致で承認される。

エ 報告第13号 光市立図書館条例施行規則の一部改正について

(ア) 概 要

光市立図書館条例施行規則の一部改正について、事務局より説明。

(イ) 内 容

様式第1号「利用者登録申込書」、様式第2号「利用者カード」、及び様式第4号「複写申込書」について、記載内容の変更に伴い、様式の改正を行ったことを報告するもの。

(ウ) 議 決

全員一致で承認される。

オ 報告第14号 光市立図書館資料収集要綱の一部改正について

(ア) 概 要

光市立図書館資料収集要綱の一部改正について、事務局より説明。

(イ) 内 容

昨年度、図書館大和分室を大和分館へと名称変更したことに伴い、要綱中の分室を分館へと変更を行ったことを報告するもの。

(ウ) 議 決

全員一致で承認される。

カ 報告第15号 光市立図書館資料除籍要綱の一部改正について

(ア) 概 要

光市立図書館資料除籍要綱の一部改正について、事務局より説明。

(イ) 内 容

昨年度、図書館大和分室を大和分館へと名称変更したことに伴い、要綱中の分室を分館へと変更を行ったことを報告するもの。

(ウ) 議 決

全員一致で承認される。

キ 報告第16号 光市立図書館の臨時休館について

(ア) 概 要

光市立図書館の臨時休館について、事務局より説明。

(イ) 内 容

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、3月26日までの休館期間を、5月17日まで延長したことを報告するもの。

ク 報告第17号 光市文化センターの臨時休館について

(ア) 概 要

光市文化センターの臨時休館について、事務局より説明。

(イ) 内 容

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、3月31日までの休館期間を、5月17日まで延長したことを報告するもの。

ケ 報告第18号 光市教育委員会事務評価委員会委員の委嘱について

(ア) 概要

光市教育委員会事務評価委員会委員の委嘱について、事務局より説明。

(イ) 内容

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条に規定する教育委員会の事務の点検評価を行うにあたり、光市教育委員会事務評価委員会設置条例第3条に基づき、3名の委員を委嘱したことを報告するもの。

(ウ) 議決

全員一致で承認される。

コ 報告第19号 光市地域学校協働活動推進員の委嘱について

(ア) 概要

光市地域学校協働活動推進員の委嘱について、事務局より報告。

(イ) 内容

社会教育法第9条の7第1項に基づき制定した光市地域学校協働活動推進員設置要綱第2条の規定に基づき、中学校区ごとに1名の推進員を委嘱したことを報告するもの。

(ウ) 議決

全員一致で承認される。

サ 報告第20号 光市学校運営協議会委員の任命について

(ア) 概要

光市学校運営協議会委員の任命について、事務局より報告。

(イ) 内容

令和2年度の人事異動等に伴い、委員の変更があった小・中学校について報告するもの。

(ウ) 議決

全員一致で承認される。

シ 報告第21号 光市立図書館協議会委員の任命について

(ア) 概要

光市立図書館協議会委員の任命について、事務局より報告。

(イ) 内容

任期満了に伴い、光市立図書館条例に基づき、8名の委員を任命したことを報告するもの。

(ウ) 議決

全員一致で承認される。

ス 報告第22号 光市子どもの読書活動推進庁内委員会委員の任命について

(ア) 概要

光市子どもの読書活動推進庁内委員会委員の任命について、事務局より報告。

(イ) 内容

令和2年4月1日付の人事異動に伴い、光市子どもの読書活動推進庁内委員会設置要綱第3条の規定に基づき、4名を委員に任命したことを報告するもの。

(ウ) 議決

全員一致で承認される。

セ 報告第23号 令和2年度中学生及び同行教員の海外派遣について

(ア) 概要

令和2年度中学生及び同行教員の海外派遣について、事務局より報告。

(イ) 内容

新型コロナウイルス感染症の国内外の感染拡大状況を踏まえ、令和2年度の派遣事業を中止することを決定し、記者発表等を行ったことを報告するもの。

(ウ) 議決

全員一致で承認される。

ソ 報告第25号 区域外就学の承認について

(ア) 概要

区域外就学の承認について、事務局より説明。

(イ) 内 容

区域外就学の協議及び申請のあった2件を承認したことについて報告するもの。

(ウ) 議 決

全員一致で承認される。